

# 医療特別手当等の現状について

平成24年11月  
厚生労働省

## 医療特別手当について

原爆症認定を受けた者であって、現に当該認定に係る負傷又は疾病の状態にあるものに対し、医療特別手当を支給。

○支給額 月額136,480円

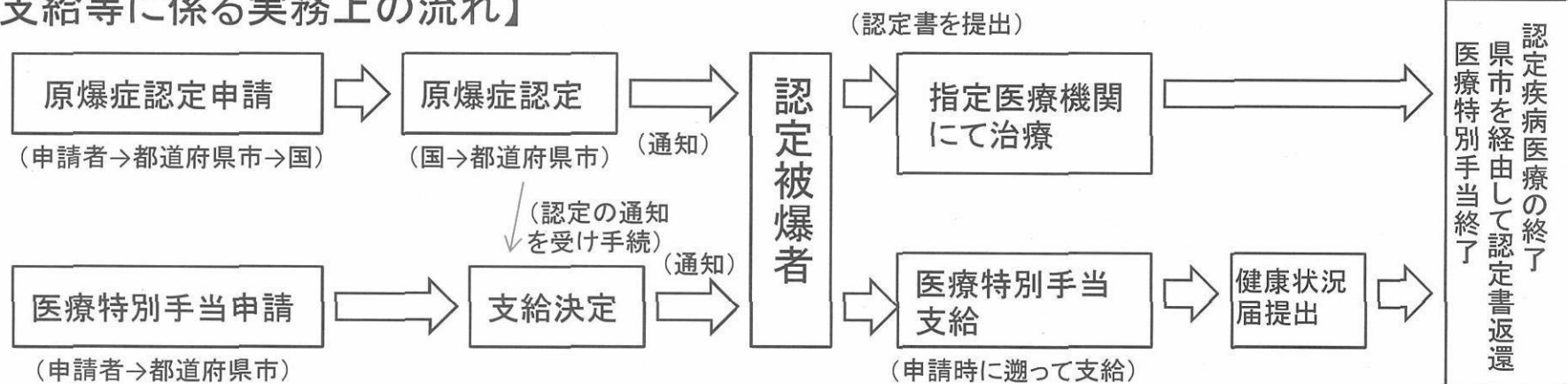
○支給対象 原爆症の認定を受けた者  
(都道府県市において支給実施、申請時に遡って支給)

○支給期間 医療が必要な状態にある間

※医療特別手当受給者は、申請した日から3年を経過するごとに「健康状況届」に医師の診断書を添えて都道府県市に提出することとなっており、都道府県市において支給要件（疾病の状態にあるか否か）に該当するか審査を行っている。

○受給者数 約8,100人(平成23年度末)

### 【支給等に係る実務上の流れ】



※なお、認定疾病にかかる医療が必要な状態でなくなった場合、特別手当(月額50,400円)が支給される。(受給者数944人)

# 新しい審査の方針(平成20年3月策定)による原爆症認定の仕組み

## I 放射線起因性の判断

### 1 積極的に認定する範囲

- ① 被爆地点が爆心地より約3.5km以内である者
- ② 原爆投下より約100時間以内に爆心地から約2km以内に入市した者
- ③ 原爆投下より、約100時間経過後から約2週間以内の期間に、爆心地から約2km以内の地点に1週間程度以上滞在した者

これらの者については、以下の**7疾病**に罹患した場合は、**積極的に認定**

- 1) 悪性腫瘍(固形がんなど)
- 2) 白血病
- 3) 副甲状腺機能亢進症
- 4) 放射線白内障(加齢性白内障を除く)
- 5) 放射線起因性が認められる心筋梗塞
- 6) 放射線起因性が認められる甲状腺機能低下症 (※)
- 7) 放射線起因性が認められる慢性肝炎・肝硬変 (※)

(※)21年6月の「新しい審査の方針」の改定により追加

### 2 総合的に判断

「積極的に認定する範囲」に該当する場合以外の申請の場合



起因性を**総合的に判断**

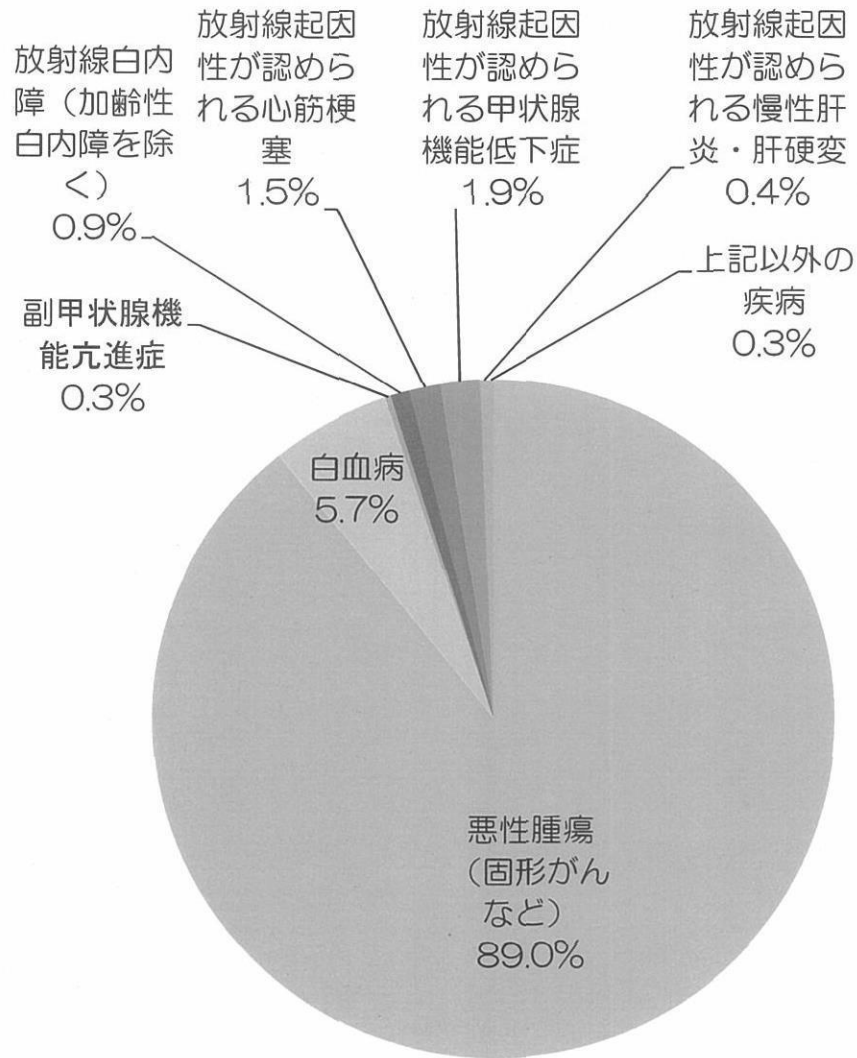
(申請者の被曝線量、既往歴、環境因子、生活歴等を総合的に勘案)



## II 要医療性の判断

当該疾病等の状況に基づき、個別に判断

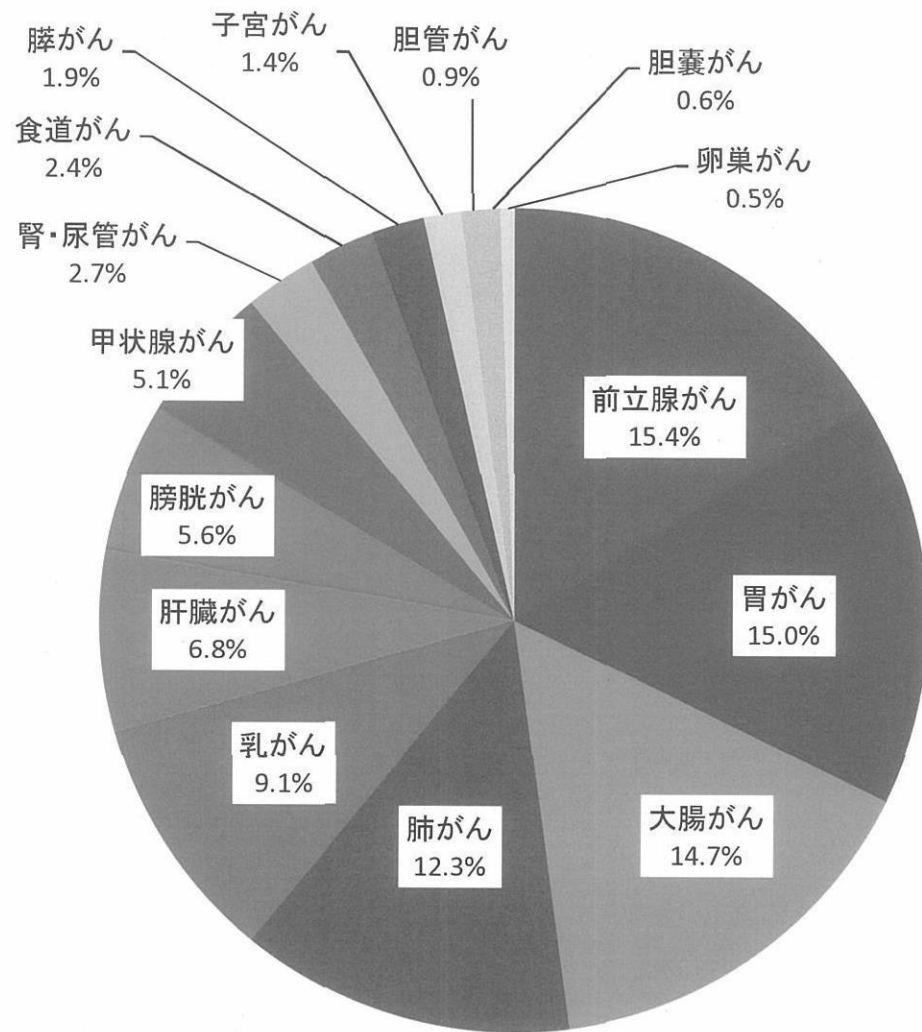
## 疾病別認定状況（平成20年度～23年度累計）



疾 病	合計
悪性腫瘍（固形がんなど）	8,224
白血病	526
副甲状腺機能亢進症	30
放射線白内障（加齢性白内障を除く）	82
放射線起因性が認められる心筋梗塞	135
放射線起因性が認められる甲状腺機能低下症	180
放射線起因性が認められる慢性肝炎・肝硬変	35
上記以外の疾病	26
合計	9,238

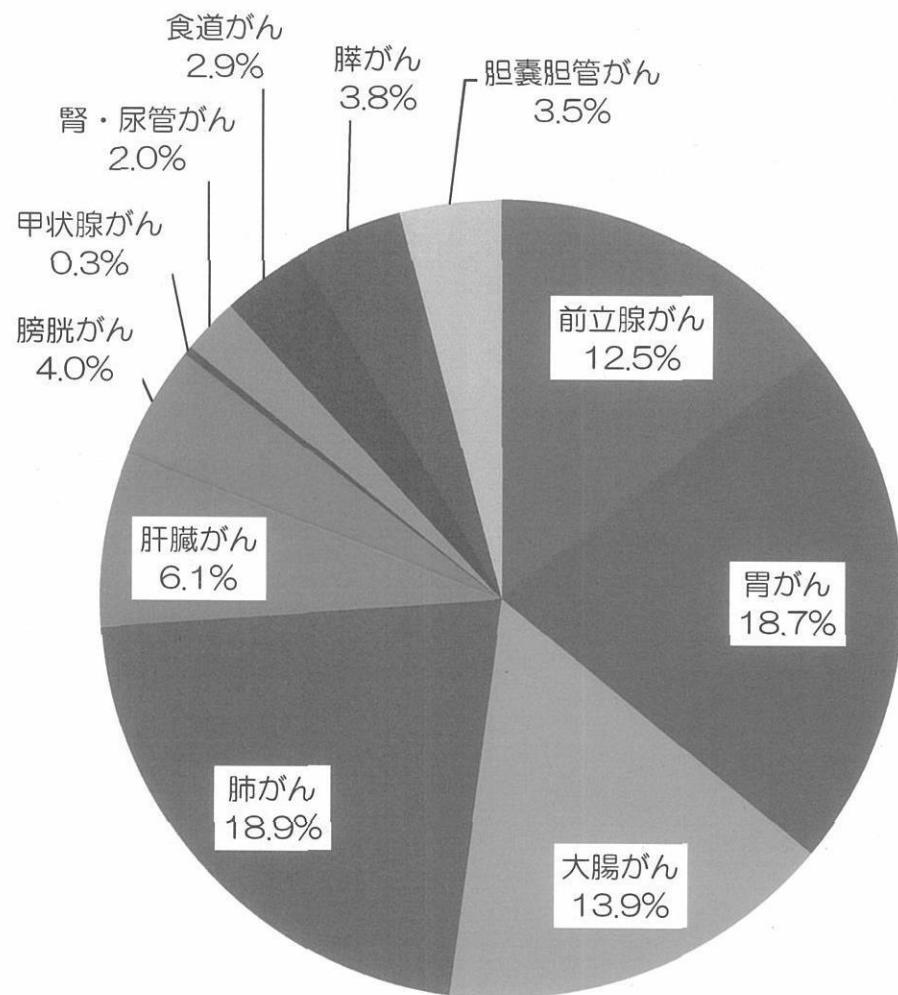
※複数の疾病で認定されている場合は重複して計上している。

悪性腫瘍 部位別認定状況(平成20年度～23年度累計)(被爆者)



部位	合計
前立腺がん	1,265
胃がん	1,237
大腸がん	1,212
肺がん	1,011
乳がん	749
肝臓がん	556
膀胱がん	459
甲状腺がん	419
腎・尿管がん	221
食道がん	200
膵がん	155
子宮がん	115
胆管がん	71
胆嚢がん	48
卵巣がん	45
全体	8,224

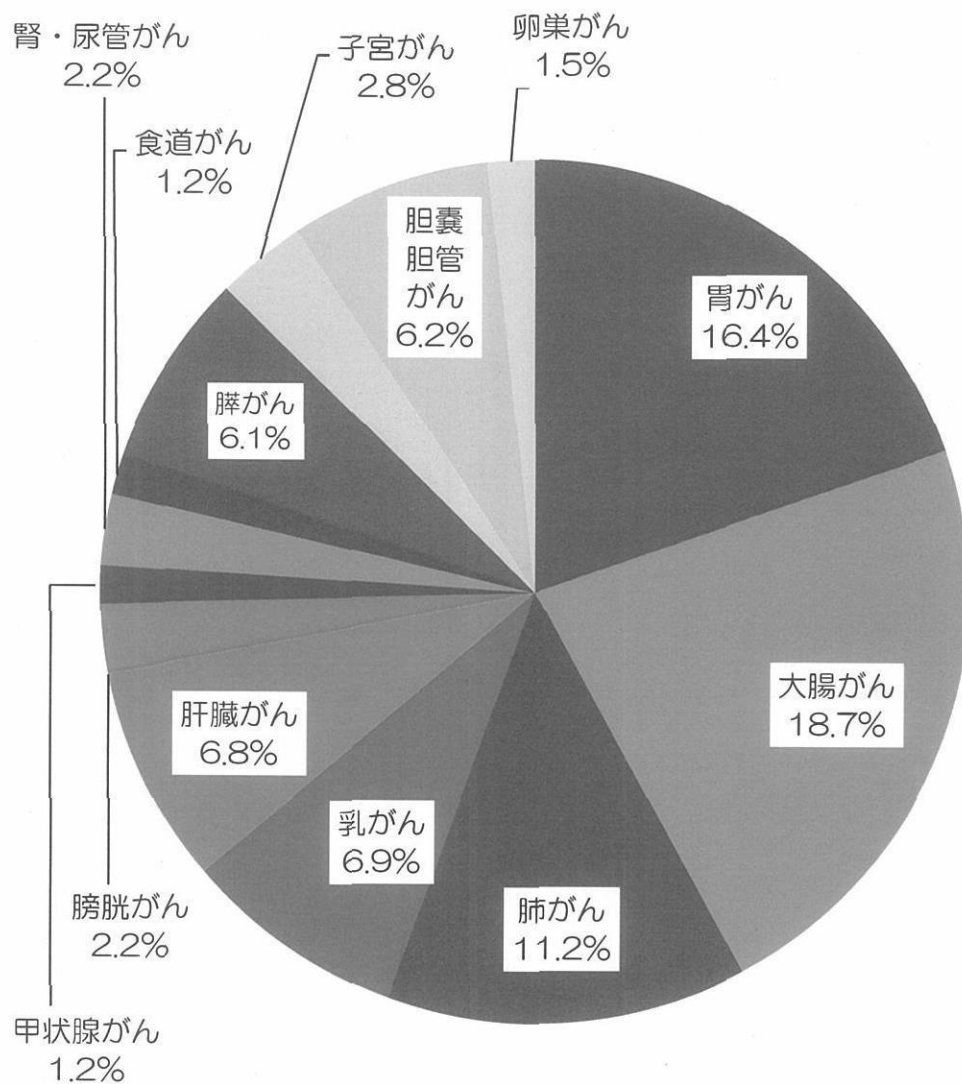
## 悪性腫瘍 部位別罹患数・割合（75歳以上男性）（平成18年）



部位	合計
前立腺がん	18,256
胃がん	27,320
大腸がん	20,407
肺がん	27,608
肝臓がん	8,987
膀胱がん	5,840
甲状腺がん	385
腎・尿管がん	2,907
食道がん	4,302
膵がん	5,500
胆嚢・胆管がん	5,175
全体	146,405

「がんの統計' 11」 財団法人がん研究振興財団より

## 悪性腫瘍 部位別罹患数・割合（75歳以上女性）（平成18年）



部位	合計
胃がん	17,843
大腸がん	20,283
肺がん	12,173
乳がん	7,493
肝臓がん	7,418
膀胱がん	2,368
甲状腺がん	1,284
腎・尿管がん	2,380
食道がん	1,339
膵がん	6,623
子宮がん	3,006
胆嚢・胆管がん	6,779
卵巣がん	1,594
全体	108,687

「がんの統計'11」 財団法人がん研究振興財団より



# 認定疾患をめぐる状況

過去

現在

## がん 5年生存率(男性)

前立腺癌	36.3%
胃癌	32.3%
大腸癌	37.1%
白血病	9.9%

(昭和37年-41年 ※1)

早期診断、薬剤、手術、  
移植技術等の向上

前立腺癌	98.9%
胃癌	74.4%
大腸癌	68.9%
白血病	45.7%

(平成9年-11年 ※1)

## 白内障 視覚障害原疾患

15.6% 第2位  
(昭和63年)

手術技術等の向上

3.2% 第6位  
(平成13年-平成16年)

## 急性心筋梗塞

年齢調整死亡率(※2)  
男性41.9 女性22.5

(昭和45年)

カテーテル・  
ステントの登場

男性20.4 女性 8.4  
(平成22年)

※1 5年生存率…ある年に新規入院した患者を5年間追跡し、生存していた割合

※2 年齢調整死亡率…人口10万人あたりの疾患別年間死亡数を年齢調整により調整

出展:がんの統計'05 財団法人がん研究振興財団

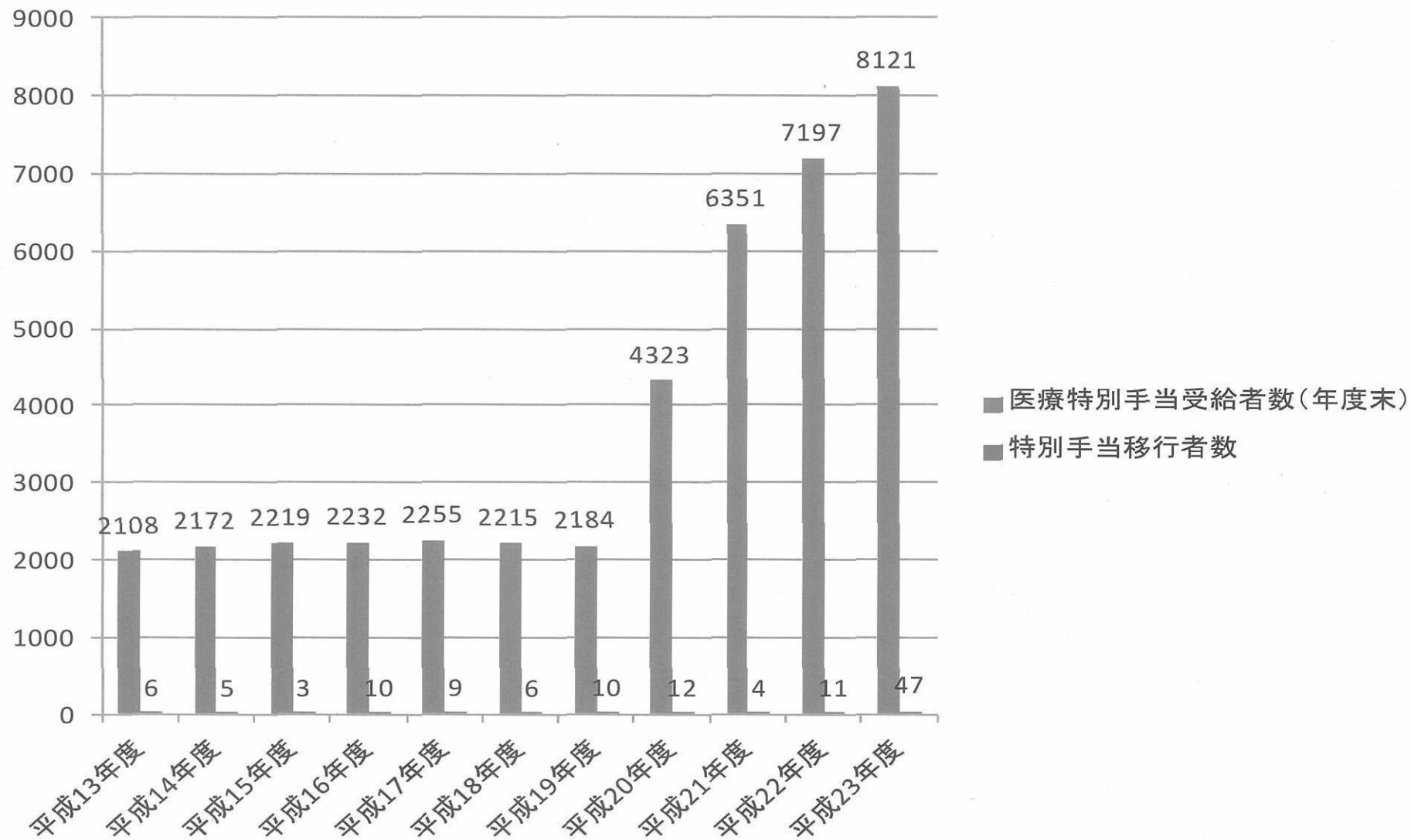
「厚生指標」第38巻第7号 財団法人厚生統計協会

厚生労働省難治性疾患克服研究事業「網膜脈絡膜・視神経萎縮症に関する研究班」(平成17年度)

平成22年人口動態統計 厚生労働省



# 医療特別手当受給者数及び特別手当移行者数の推移



## 医療特別手当から特別手当への移行事由について

認定疾病	特別手当へ移行した例	医療特別手当を継続した例
胃がん	術後5年再発や合併症がなく 経過観察のみ	術後経過良好であるが 定期検査が必要
大腸がん	術後5年再発や合併症がなく 経過観察のみ	・術後経過良好である ・人工肛門のケアが必要
乳がん	疾病が治癒した	・術後経過良好であるが 定期検査や内服が必要
白血病	寛解を続けており、治癒した ものと考えられる	・寛解を維持している
副甲状腺機能亢進症	疾病が治癒した	・術後甲状腺機能低下症に対し ホルモン補充療法中
白内障	手術後経過良好である	・水晶体混濁を認め 点眼加療が必要
心筋梗塞	- (調査対象に事例なし)	・心電図や心臓超音波検査の 定期検査が必要
甲状腺機能低下症	-	・甲状腺ホルモン剤の内服や 定期検査が必要
慢性肝炎・肝硬変	-	・肝機能検査が必要

※直近2年の医療特別手当用診断書より抜粋

# 医療特別手当における健康状況届について

様式第十二号（第三十二条関係）

医療特別手当健康状況届

都道府県知事  
殿  
(広島市長 長崎市長)

平成 年 月 日提出

(ふりがな)		明治 大正 年 月 日生	男・女
氏 名		昭和	
居 住 地		医療特別手当証書の 記 号 番 号	
※原子爆弾被爆者に対する援護に 関する法律第24条第2項の認定に 係る負傷又は疾病の名称			
上記の負傷又は疾病の状態		別紙診断書のとおり	

添付書類

この届書には、※の欄に記入した負傷又は疾病についての原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第12条第1項の規定による指定を受けた病院又は診療所の医師の診断書を添えてください。

(日本工業規格A列4番)

様式第十号（第二十九条関係）

診 断 書 (医療特別手当用)

氏 名		明治 大正 年 月 日生	男・女
居 住 地	郵便番号		
	電話番号 ( )		
※1 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 第11条第1項の認定に係る負傷又は疾病の名称			
※2 上記の負傷又は疾病に関する 現症所見	1) <u>理学的検査</u>		
	2) <u>臨床病理学的検査</u>		
	3) <u>その他の検査</u>		
	4) <u>その他特記すべき事項</u>		
上記の負傷又は疾病の状態	負傷又は疾病の	( 1 状態にある。 ) ( 2 状態にない。 )	
以上のとおり、診断します。			
平成 年 月 日			
医療機関の名称			
所在地			
医師氏名 <span style="float: right;">㊟</span>			

記入上の注意

※2の欄には※1の欄に記入した負傷又は疾病の状態を明らかにするために必要な所見を記入してください。

(日本工業規格A列4番)

## 健康管理手当について

被爆者で一定の疾病(造血機能障害、肝臓機能障害等、原爆の放射能の影響を疑わしめる障害を伴う疾病)にかかっている者に対し、健康管理手当を支給。

○支給額 月額33,570円

○支給対象 被爆者で一定の疾病(原爆の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く)にかかっている者

- ①造血機能障害を伴う疾病(再生不良性貧血、鉄欠乏性貧血など)
- ②肝臓機能障害を伴う疾病(肝硬変など)
- ③細胞増殖機能障害を伴う疾病(悪性新生物など)
- ④内分泌腺機能障害を伴う疾病(糖尿病、甲状腺機能低下症など)
- ⑤脳血管障害を伴う疾病(くも膜下出血、脳出血、脳梗塞など)
- ⑥循環器機能障害を伴う疾病(高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患など)
- ⑦腎臓機能障害を伴う疾病(慢性腎炎、慢性腎不全など)
- ⑧水晶体混濁による視機能障害を伴う疾病(白内障)
- ⑨呼吸器機能障害を伴う疾病(肺気腫、慢性間質性肺炎、肺線維症など)
- ⑩運動器機能障害を伴う疾病(変形性関節症、変形性脊椎症など)
- ⑪潰瘍による消化器機能障害を伴う疾病(胃潰瘍、十二指腸潰瘍など)

○支給期間 疾病により3年～無期限

※支給期間について

3年:造血機能障害を伴う疾病のうち、鉄欠乏性貧血及び潰瘍による消化器機能障害を伴う疾病

5年:造血機能障害を伴う疾病のうち、貧血(再生不良性貧血及び鉄欠乏性貧血除く)

内分泌腺機能障害を伴う疾病のうち、甲状腺機能亢進症

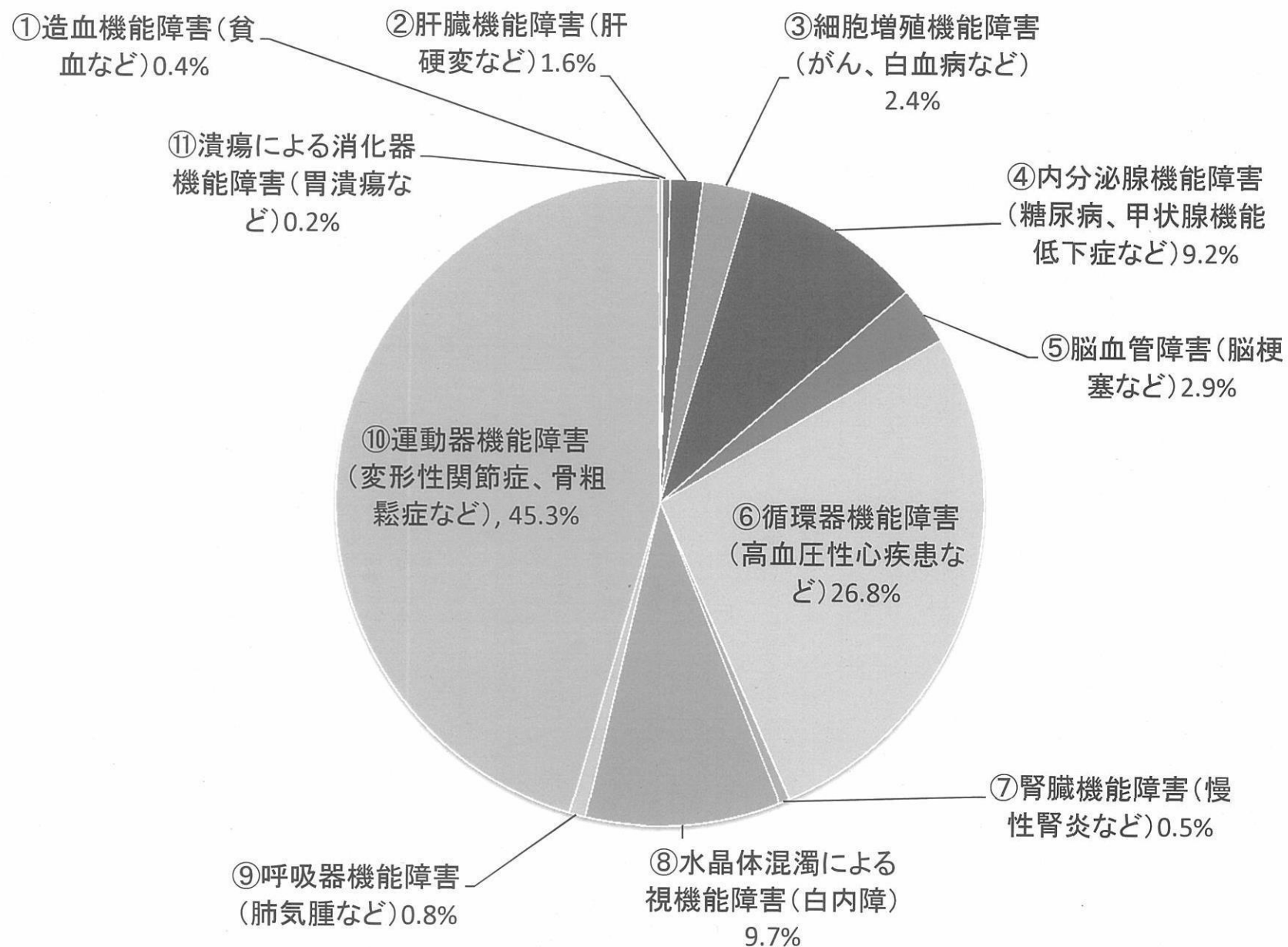
水晶体混濁による視機能障害を伴う疾病である白内障

(上記以外は無期限)

○受給手続 居住地の都道府県知事、広島市長、長崎市長に申請 → 審査 → 手当支給

○受給者数 約17.9万人(平成23年度末)

## 平成23年度健康管理手当の障害別支給状況(広島・長崎両県市分)



# 健康管理手当制度の改正経緯

## 健康管理手当創設時(昭和43年原爆特措法制定時通知より)

特別被爆者(注)であって、造血機能障害、肝機能障害等の障害を伴う疾病に罹患しているものは、日常十分に保健上の注意を払うことが必要であるが、そのうちでも特に自ら十分な保健措置を講ずることが困難と思われる65歳以上の者、身体障害者、母子世帯等の母親等に対し、その療養生活の安定を図るため、月額3000円の健康管理手当を支給するものであること。ただし、特別手当の支給を受けているものについては支給されないものであること。

(注:創設当初は2km以内の近距離被爆者をいう)

## 健診等の対象を特別被爆者以外に拡大(昭和49年原爆医療法改正時通知より)

従来の特別被爆者と特別被爆者以外の被爆者の区分が廃止されたこと。この結果、被爆者はすべて、健康診断と一般疾病医療費の支給を受けることができるようになったこと。

※特別被爆者の概念が無くなり、特別被爆者以外も健康管理手当の支給対象となった。

## 年齢制限等の撤廃(昭和50年原爆特別措置法改正時通知より)

従来、健康管理手当の支給要件の一つとされていた年齢に係る支給制限が撤廃され、支給の対象となる者の範囲が拡大されたこと。この結果、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律第五条第一項に規定する厚生省令で定める障害を伴う疾病にかかっている被爆者であって、特別手当の支給を受けていない者はすべて健康管理手当の支給を受けられることとされたこと。

(同時に、身体障害者、母子世帯等の母親等の制限も撤廃された)

※原爆特措法で設けられていた、諸手当(医療特別手当除く)の所得制限は、被爆者援護法制定時(平成6年)に撤廃された。